

松山駅周辺地区 地区計画書素案

松山広域都市計画地区計画の決定「松山駅周辺地区」(市決定)

都市計画「松山駅周辺地区 地区計画」を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	松山駅周辺地区 地区計画	
位 置	松山市南江戸一丁目、千舟町八丁目、辻町、三番町八丁目、宮田町及び大手町二丁目の各一部	
面 積	約 14.1ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、中心市街地西端に位置するJR松山駅を中心とした地区であり、JR松山駅付近連続立体交差事業や松山駅周辺土地区画整理事業に伴い、多様な都市機能の更新・集約が期待される地区である。</p> <p>本地区計画は、当地区において、県都松山の陸の玄関口にふさわしいまちづくりを推進するため、新しい都市拠点の形成を誘導するとともに、賑わいの感じられる、健全で魅力的な都市環境の保持を目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区を、JR松山駅に隣接する拠点地区と、その周辺地区の 2 地区に区分し、それぞれ以下の通り方針を定める。</p> <p>1. 拠点A地区(9.1ha)</p> <p>JR松山駅に隣接する敷地条件を生かし、松山の陸の玄関口にふさわしいおもてなし空間を形成するため、魅力的な都市景観に配慮した商業・業務施設等の立地を誘導する。</p> <p>2. 拠点B地区(5.1ha)</p> <p>駅に近接した地区として、商業・業務機能と居住機能の適切な誘導により、健全で良好な市街地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>松山を代表するおもてなし空間の形成に望ましい建築物の誘導を図り、賑わいと魅力ある都市景観を創出するため、拠点A地区では、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>また、地区全体で良好な市街地環境の整備を促進するため、建築物の用途制限を定める。</p>

2. 地区整備計画

	地区の細区分	拠点A地区	拠点B地区
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業を営むもの	
		※推進協議会で検討	—
	建築物の敷地面積の最低限度	※推進協議会で検討	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	※推進協議会で検討	—
	かき又はさくの構造の制限	公共空間と建築物の一体的な空間利用ができるよう、駅前広場や幹線道路に面する場所には、固定されたかき又は柵を設けないよう努める。	

3. 区域図

